

令和8年3月

春日部市議会定例会議案

議案目録

令和8年3月春日部市議会定例会

議案第 4 号 春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会条例の制定について	5
議案第 5 号 春日部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	8
議案第 6 号 春日部市上下水道事業審議会条例の制定について	20
議案第 7 号 春日部市公告式条例の一部改正について	23
議案第 8 号 春日部市行政手続条例の一部改正について	25
議案第 9 号 春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	30
議案第 10 号 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	32
議案第 11 号 春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	34
議案第 12 号 春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	53
議案第 13 号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	55
議案第 14 号 春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について	58
議案第 15 号 春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について	60
議案第 16 号 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	62
議案第 17 号 春日部市手数料条例の一部改正について	64
議案第 18 号 春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	67
議案第 19 号 春日部市介護保険条例の一部改正について	70
議案第 20 号 春日部市国民健康保険税条例の一部改正について	76
議案第 21 号 春日部市空家等対策協議会条例等の一部改正について	82
議案第 22 号 春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	85
議案第 23 号 春日部市火災予防条例の一部改正について	87

議案第 24 号	春日部市学校温水プール建設工事請負契約の締結について	91
議案第 25 号	大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について	92
議案第 26 号	損害賠償の額を定めるについて	93
議案第 27 号	市道路線の認定について	94
議案第 28 号	市道路線の廃止について	96
議案第 29 号	令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）について	98
議案第 30 号	令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	99
議案第 31 号	令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について	100
議案第 32 号	令和 7 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	101
議案第 33 号	令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	102
議案第 34 号	令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）について	103
議案第 35 号	令和 7 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）について	104
議案第 36 号	令和 7 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	105
議案第 37 号	令和 8 年度春日部市一般会計予算について	106
議案第 38 号	令和 8 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について	107
議案第 39 号	令和 8 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について	108
議案第 40 号	令和 8 年度春日部市介護保険特別会計予算について	109
議案第 41 号	令和 8 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について	110
議案第 42 号	令和 8 年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について	111
議案第 43 号	令和 8 年度春日部市水道事業会計予算について	112
議案第 44 号	令和 8 年度春日部市病院事業会計予算について	113
議案第 45 号	令和 8 年度春日部市下水道事業会計予算について	114
議案第 46 号	春日部市監査委員の選任につき同意を求めるについて	115
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	116
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	117

議案第 4 号

春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会条例の制定について

春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市の公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画の改訂に関する事項を調査審議するため、公共施設マネジメント基本計画審議会を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会条例

(設置)

第1条 市の公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画を改訂するため、春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画の改訂に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の市長の諮問に対し審議会が最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部公共施設事業調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前			
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）			
職名	報酬		職名	報酬	
地域づくり推進協議会委員	日額	5,200 円	地域づくり推進協議会委員	日額	5,200 円
公共施設マネジメント基本計画審議会委員	日額	5,200 円			

議案第 5 号

春日部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

春日部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定したく提案いたします。

春日部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「特定乳児等通園支援事業」とは、法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下

同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、第21条第1項に規定する職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3

項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。) から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付

認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合

において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに

記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

春日部市上下水道事業審議会条例の制定について

春日部市上下水道事業審議会条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市の水道事業及び下水道事業の運営に関する事項を調査審議するため、上下水道事業審議会を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 市の水道事業及び下水道事業（次条において「上下水道事業」という。）の運営に
関し必要な事項を総合的に審議するため、春日部市上下水道事業審議会（以下「審議会」
といふ。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の上下水道事業の運営に関する事項を調査審議す
る。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 知識及び経験を有する者

(3) 市内各種団体を代表する者

(4) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務
を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに
よる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意
見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部経営総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(春日都市下水道事業審議会条例及び春日都市水道事業運営審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 春日都市下水道事業審議会条例（平成19年条例第3号）

(2) 春日都市水道事業運営審議会条例（平成17年条例第200号）

(春日都市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 春日都市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名	報酬			職名	報酬		
環境審議会委員	日額	5,200	円	環境審議会委員	日額	5,200	円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国民保護協議会委員	日額	5,200	円	国民保護協議会委員	日額	5,200	円
(略)	(略)	(略)	(略)	下水道事業審議会委員	日額	5,200	円
地域づくり推進協議会委員	日額	5,200	円	(略)	(略)	(略)	(略)
上下水道事業審議会委員	日額	5,200	円	地域づくり推進協議会委員	日額	5,200	円

議案第 7 号

春日部市公式条例の一部改正について

春日部市公式条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

条例等の公布手続の見直しに伴い、条例の公布の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市公告式条例の一部を改正する条例

春日部市公告式条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（条例の公布） 第2条 2 条例の公布は、 <u>春日部市公式ホームページに設置した掲示場</u> に掲示して行う。ただし、これにより難いときは、 <u>春日部市役所の掲示場</u> に掲示して行うことができる。	（条例の公布） 第2条 2 条例の公布は、 <u>春日部市役所</u> に掲示して行う。
（規程の公表） 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入 <u>しなければならない。</u>	（規程の公表） 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、 <u>市長印を押さなければならない。</u>
（その他の規則及び規程の公表） 第5条 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の <u>氏名</u> 」と読み替えるものとする。	（その他の規則及び規程の公表） 第5条 2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の <u>氏名</u> 」、「 <u>市長印</u> 」とあるのは「 <u>当該機関印</u> 又は当該機関を代表する者の <u>印</u> 」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

春日部市行政手続条例の一部改正について

春日部市行政手続条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政手続法の一部改正等に伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市行政手続条例の一部を改正する条例

春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>（6）不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意のもとにすることとされている処分</p> <p>（国の機関等に対する処分等の適用除外）</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p> <p>第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>（1）</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に<u>剥奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>（6）不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意のもとにすることとされている処分</p> <p>（国の機関等に対する処分等の適用除外）</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続）</p> <p>第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>（1）</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に<u>はく奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p>
2	2
<p>（5）当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであ</p>	<p>（5）当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであ</p>

るため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

るため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

(続行期日の指定)

第22条

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命じることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(写しの交付)

第37条

4 第1項又は第2項（前項においてこれらの規

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

(続行期日の指定)

第22条

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命じることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(写しの交付)

第37条

4 第1項又は第2項（前項においてこれらの規

定を準用する場合を含む。) の規定による写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

定を準用する場合を含む。) の規定による写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び交付に要する費用は、請求者の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第37条第4項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 9 号

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正
について

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

会計年度任用職員の特別休暇の見直しに伴い、休暇の種類の規定を改正したく提案いたします。

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（休暇の種類） 第15条 2 (3) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第1号から第5号まで、 <u>第6号</u> 、第8号、第11号から <u>第19号まで</u> 、第21号及び第22号に掲げる場合	（休暇の種類） 第15条 2 (3) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第1号から第5号まで、第8号、第11号から <u>第14号まで</u> 、 <u>第17号</u> 、 <u>第18号</u> 、第21号及び第22号に掲げる場合
3 (1) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第5号の2 <u>及び第7号</u> に掲げる場合	3 (1) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第5号の2 <u>から第7号まで</u> 、 <u>第15号</u> 、 <u>第16号</u> 及び <u>第19号</u> に掲げる場合

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の特別休暇の見直しに伴い、特別休暇の規定を改正したく提案いたします。

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（特別休暇）	（特別休暇）
第14条 2 (21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度の6月から <u>10月</u> までを取得期間として7日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに当該年度の6月1日以後において新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後職務に復帰した者等にあっては、市長が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。	第14条 2 (21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度の6月から <u>9月</u> までを取得期間として7日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに当該年度の6月1日以後において新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後職務に復帰した者等にあっては、市長が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、通勤手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条	第10条
2	2
(2)	(2)
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の2分の1に相当する	第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の2分の1に相当する

<p>時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>	<p>時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第17条</p>	<p>第17条</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第18条</p>	<p>第18条</p>
<p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	

28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		

60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					

92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						

	124		316,500					
	125		316,800					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月額						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	235,900	274,100	295,800	309,300	338,600	373,400
	2	237,800	275,000	296,300	309,800	339,700	375,100
	3	239,700	275,900	296,800	310,400	340,800	376,800
	4	241,600	276,800	297,200	310,800	341,800	378,500
	5	243,400	277,800	297,600	311,300	342,700	380,300
	6	245,400	278,800	298,100	311,800	343,600	382,300
	7	247,400	279,700	298,600	312,400	344,600	384,300
	8	249,400	280,700	299,100	312,900	345,600	386,300
	9	254,700	281,500	299,500	313,300	346,800	388,000
	10	256,800	282,400	300,000	313,900	348,100	390,100
	11	259,000	283,300	300,400	314,600	349,300	392,200
	12	261,200	284,200	300,900	315,200	350,500	394,200
	13	263,400	285,200	307,300	315,800	352,400	396,100
	14	264,400	285,900	307,800	316,700	353,600	397,700
	15	265,200	286,600	308,300	317,500	354,700	399,500
	16	266,100	287,300	308,800	318,400	355,800	401,300
	17	266,900	293,900	309,300	319,200	356,800	403,000
	18	268,000	294,400	309,800	320,100	358,100	404,700
	19	269,100	294,900	310,400	321,000	359,400	406,700
	20	270,000	295,400	310,800	321,800	360,700	408,400
	21	270,800	295,800	311,300	330,800	361,900	410,100
	22	271,500	296,300	311,800	331,800	363,400	411,800
	23	272,200	296,800	312,400	332,800	364,900	413,600
	24	273,000	297,200	312,900	333,700	366,400	415,400
	25	274,100	297,600	313,300	334,700	367,600	417,000
	26	275,000	298,100	313,900	335,900	369,100	418,700
	27	275,900	298,600	314,600	337,100	370,500	420,500
	28	276,800	299,100	315,200	338,300	371,900	422,300

29	277, 800	299, 500	315, 800	339, 200	373, 300	423, 800
30	278, 800	300, 000	316, 700	340, 400	374, 300	425, 300
31	279, 700	300, 400	317, 500	341, 500	375, 700	426, 800
32	280, 700	300, 900	318, 400	342, 600	377, 000	428, 100
33	281, 500	301, 400	319, 200	343, 600	378, 300	429, 300
34	282, 400	301, 800	320, 100	344, 700	379, 700	430, 400
35	283, 300	302, 300	321, 000	345, 800	381, 000	431, 600
36	284, 200	302, 700	321, 800	346, 900	382, 300	432, 800
37	285, 200	309, 300	322, 600	348, 000	383, 800	434, 100
38	285, 900	309, 800	323, 400	349, 100	385, 000	435, 200
39	286, 600	310, 400	324, 300	350, 200	386, 100	436, 400
40	287, 300	310, 800	325, 200	351, 300	387, 300	437, 600
41	293, 900	311, 300	330, 800	352, 400	388, 400	438, 800
42	294, 400	311, 800	331, 800	353, 600	389, 300	439, 800
43	294, 900	312, 400	332, 800	354, 700	390, 300	440, 900
44	295, 400	312, 900	333, 700	355, 800	391, 200	442, 000
45	295, 800	313, 300	334, 700	356, 800	391, 800	443, 000
46	296, 300	313, 900	335, 900	358, 100	392, 600	443, 900
47	296, 800	314, 600	337, 100	359, 400	393, 400	444, 800
48	297, 200	315, 200	338, 300	360, 700	394, 200	445, 700
49	297, 600	315, 800	339, 200	361, 900	394, 900	446, 600
50	298, 100	316, 700	340, 400	363, 400	395, 600	447, 500
51	298, 600	317, 500	341, 500	364, 900	396, 300	448, 400
52	299, 100	318, 400	342, 600	366, 400	396, 900	449, 300
53	299, 500	319, 200	343, 600	367, 600	397, 500	450, 100
54	300, 000	320, 100	344, 700	369, 100	398, 100	450, 900
55	300, 400	321, 000	345, 800	370, 500	398, 800	451, 700
56	300, 900	321, 800	346, 900	371, 900	399, 400	452, 500
57	301, 400	330, 800	348, 000	373, 300	400, 100	453, 200
58	301, 800	331, 800	349, 100	374, 300	400, 600	454, 000
59	302, 300	332, 800	350, 200	375, 700	401, 200	454, 800
60	302, 700	333, 700	351, 300	377, 000	401, 700	455, 600

61	303, 200	334, 700	352, 400	378, 300	402, 100	456, 300
62	303, 600	335, 900	353, 600	379, 700	402, 700	457, 100
63	304, 100	337, 100	354, 700	381, 000	403, 100	457, 900
64	304, 500	338, 300	355, 800	382, 300	403, 400	458, 600
65	305, 000	339, 200	356, 800	383, 800	403, 700	459, 400
66	305, 600	340, 400	358, 100	385, 000	404, 200	460, 200
67	306, 300	341, 500	359, 400	386, 100	404, 600	461, 000
68	307, 000	342, 600	360, 700	387, 300	404, 900	461, 700
69	307, 700	343, 600	361, 900	388, 400	405, 200	462, 500
70	308, 400	344, 700	363, 400	389, 300	405, 700	463, 300
71	309, 100	345, 800	364, 900	390, 300	406, 200	464, 100
72	309, 900	346, 900	366, 400	391, 200	406, 600	464, 800
73	310, 600	348, 000	367, 600	391, 800	406, 900	465, 600
74	311, 400	349, 100	369, 100	392, 600	407, 300	466, 400
75	312, 100	350, 200	370, 500	393, 400	407, 800	467, 200
76	312, 800	351, 300	371, 900	394, 200	408, 200	467, 900
77	313, 500	352, 400	373, 300	394, 900	408, 600	468, 700
78	314, 300	353, 600	374, 300	395, 600	409, 100	469, 500
79	315, 100	354, 700	375, 700	396, 300	409, 600	470, 200
80	315, 900	355, 800	377, 000	396, 900	410, 100	471, 000
81	316, 500	356, 800	378, 300	397, 500	410, 600	471, 800
82	317, 400	358, 100	379, 700	398, 100	411, 100	472, 600
83	318, 400	359, 400	381, 000	398, 800	411, 600	473, 300
84	319, 300	360, 700	382, 300	399, 400	412, 100	474, 100
85	320, 100	361, 900	383, 800	400, 100	412, 600	474, 900
86	321, 100	363, 400	385, 000	400, 600	413, 100	475, 700
87	322, 100	364, 900	386, 100	401, 200	413, 600	476, 400
88	323, 000	366, 400	387, 300	401, 700	414, 100	477, 200
89	323, 900	367, 600	388, 400	402, 100	414, 600	478, 000
90	324, 800			402, 700	415, 100	
91	325, 800			403, 100	415, 600	
92	326, 800			403, 400	416, 100	

93	327, 600			403, 700	416, 600	
94	328, 500			404, 200	417, 100	
95	329, 500			404, 600	417, 600	
96	330, 400			404, 900	418, 100	
97	331, 300			405, 200	418, 600	
98	332, 200			405, 700	419, 100	
99	333, 200			406, 200	419, 600	
100	334, 100			406, 600	420, 100	
101	335, 000			406, 900	420, 600	
102	336, 100			407, 300	421, 100	
103	337, 300			407, 800	421, 600	
104	338, 500			408, 200	422, 100	
105	339, 200			408, 600	422, 600	
106	340, 300			409, 000	423, 100	
107	341, 400			409, 500	423, 600	
108	342, 300			410, 000	424, 100	
109	343, 400			410, 400	424, 600	
110	344, 100			410, 900	425, 100	
111	345, 200			411, 400	425, 600	
112	346, 300			411, 900	426, 100	
113	347, 400			412, 300	426, 600	
114	348, 600			412, 800		
115	349, 700			413, 300		
116	350, 800			413, 800		
117	351, 900			414, 200		
118	353, 000			414, 700		
119	354, 000			415, 200		
120	355, 100			415, 700		
121	356, 000			416, 100		
122	357, 000			416, 600		
123	357, 900			417, 100		
124	358, 900			417, 600		

125	359,800			418,000		
126	360,600					
127	361,400					
128	362,200					
129	362,800					
130	363,400					
131	364,000					
132	364,600					
133	365,000					
134	365,400					
135	365,900					
136	366,300					
137	366,800					
138	367,200					
139	367,700					
140	368,100					
141	368,400					
142	368,900					
143	369,200					
144	369,500					
145	369,900					
146	370,400					
147	370,900					
148	371,400					
149	371,900					
150	372,400					
151	372,900					
152	373,300					
153	373,700					
154	374,100					
155	374,600					
156	375,100					

157	375, 500					
158	376, 000					
159	376, 500					
160	377, 000					
161	377, 300					
162	377, 800					
163	378, 300					
164	378, 800					
165	379, 100					
166	379, 600					
167	380, 100					
168	380, 600					
169	380, 900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		269, 700	277, 300	288, 100	305, 100	343, 600
						389, 000

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第6項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて、規則で定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び<u>第5項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員</u>の区分に応じて、<u>それぞれ次に定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p>

	<p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p>
3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして、規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び <u>第6項</u> において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして、規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び <u>第5項</u> において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（ <u>第6項</u> において「特別料金等相当額」という。）	(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 規則で定めるところにより算出した当該職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（ <u>第5項</u> において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額	
6 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、 <u>特別料金等相当額</u> （新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その <u>合計額</u> ）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、 <u>第2項から前項までの規定</u> にかかわらず、150,000円とする。	5 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び <u>特別料金等相当額</u> （新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その <u>合計額</u> ）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、 <u>前3項</u> の規定にかかわらず、150,000円とする。
7 (略)	6 (略)

(春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																								
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)																								
第7条	第7条																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>655,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>
号給	給料月額（円）																								
1	<u>405,000</u>																								
2	<u>455,000</u>																								
3	<u>508,000</u>																								
4	<u>574,000</u>																								
5	<u>655,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
5	<u>634,000</u>																								
(春日部市職員の給与に関する条例の適用除外等)	(春日部市職員の給与に関する条例の適用除外等)																								
第10条	第10条																								
2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、第17条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第18条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、第17条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第18条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。																								

(2) 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	213,100	225,600	237,600
2	214,800	227,200	238,700
3	216,500	228,800	239,800
4	218,200	230,400	240,900
5	219,400	232,000	242,000
6	221,000	233,700	243,300
7	222,600	235,000	244,700
8	224,100	236,300	246,100
9	225,600	237,600	247,500
10	227,200	238,700	248,900
11	228,800	239,800	250,300
12	230,400	240,900	251,700
13	232,000	242,000	253,100
14	233,700	243,300	254,300
15	235,000	244,700	255,600
16	236,300	246,100	256,900
17	237,600	247,500	258,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「第1条改正後給与条例」という。）第10条第2項第2号、第16条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項及び別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後給与条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定は、令和7年6月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 4 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

議案第12号

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市議会議員の議員報酬の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（議員報酬）	（議員報酬）
第2条	第2条
（1）議長 月額 <u>550,000円</u>	（1）議長 月額 <u>539,000円</u>
（2）副議長 月額 <u>489,000円</u>	（2）副議長 月額 <u>479,000円</u>
（3）議員 月額 <u>460,000円</u>	（3）議員 月額 <u>451,000円</u>
（期末手当）	（期末手当）
第5条	第5条
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の春日部市議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第13号

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市長等の給料の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料)	(給料)
第3条	第3条
(1) 市長 月額 <u>1,005,000円</u>	(1) 市長 月額 <u>985,000円</u>
(2) 副市長 月額 <u>851,000円</u>	(2) 副市長 月額 <u>834,000円</u>
(期末手当)	(期末手当)
第5条	第5条
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料)	(給料)
第3条 教育長の給料は、月額 <u>778,000円</u> とする。	第3条 教育長の給料は、月額 <u>763,000円</u> とする。
(期末手当)	(期末手当)
第5条	第5条
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給

料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中第3条の改正規定及び第2条の規定中第3条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日都市特別職の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日都市教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日都市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日都市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第14号

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

水道事業管理者の給料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第2条 管理者の給料は、月額 <u>744,000円</u> とする。	(給料) 第2条 管理者の給料は、月額 <u>729,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

病院事業管理者の給料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>854,000円</u> とする。	(給料) 第3条 管理者の給料は、月額 <u>837,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

栄養士法の一部改正に伴い、保健福祉業務手当の規定を改正したく提案いたします。

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(保健福祉業務手当)	(保健福祉業務手当)
第6条	第6条
(3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> が訪問して栄養指導業務に従事したとき。	(3) <u>栄養士</u> が訪問して栄養指導業務に従事したとき。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

建築基準法施行令等の一部改正に伴い、別表第 2 の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 <u>第11項</u> に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	既存建築物の大規模修繕等に対する既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	1件につき27,000円	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 <u>第6項</u> に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	既存建築物の大規模修繕等に対する既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	1件につき27,000円
建築基準法施行令第137条の12 <u>第12項</u> に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	既存建築物の大規模修繕等に対する既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	1件につき27,000円	建築基準法施行令第137条の12 <u>第7項</u> に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	既存建築物の大規模修繕等に対する既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査手数料	1件につき27,000円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
マンションの要除却等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分	マンションの要除却認定マンションの建替えによる新たな建築されるマンションの容積率又は要除却等認定マ	1件につき160,000円	マンションの要除却認定マンションの建替えによる新たな建築されるマンションの容積率の特例の許可申	1件につき160,000円	

の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	メンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料			可の申請に対する審査	請手数料	
-----------------------	---	--	--	------------	------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の一般的要件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第17条</p> <p>（6）<u>利用定員</u></p> <p>（7）乳児等通園支援事業の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>（秘密保持等）</p>	<p>（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の一般的条件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第17条</p> <p>（6）<u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>（7）乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>（秘密保持等）</p>
<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業の区分）</p> <p>第21条</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下</p>	<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業の区分）</p> <p>第21条</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下</p>

同じ。) 又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下この項において同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

同じ。) 又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

春日部市介護保険条例の一部改正について

春日部市介護保険条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</p> <p>第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項</p>	附 則

の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部

分に限る。) の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292 条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に

住所を有しない者を除く。) であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万

1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

春日部市国民健康保険税条例の一部改正について

春日部市国民健康保険税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、課税額の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号（以下「改正後の条等」という。）に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、 <u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び <u>子ども・子育て支援法</u> (平成24年法律第65号)の規定による <u>子ども・子育て支援納付金</u> (以下この条において「 <u>子ども・子育て支援納付金</u> 」といふ。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u> (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)	(課税額) 第3条 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、 <u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基	

基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。	基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。	
（基礎課税額に係る所得割額）	（基礎課税額に係る所得割額）
第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る <u>法第314条の2第1項</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条、 <u>第8条及び第9条の2</u> において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.7</u> を乗じて算定する。	第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び <u>第8条</u> において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.65</u> を乗じて算定する。
（基礎課税額に係る被保険者均等割額）	（基礎課税額に係る被保険者均等割額）
第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>47,100円</u> とする。	第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>39,400円</u> とする。
（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）	（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）
第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.87</u> を乗じて算定する。	第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.53</u> を乗じて算定する。
（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）	（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）
第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>16,100円</u> とする。	第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>14,500円</u> とする。
（介護納付金課税額に係る所得割額）	（介護納付金課税額に係る所得割額）
第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.46</u> を乗じて算定する。	第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.11</u> を乗じて算定する。
（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）
第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介	第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介

<p>護納付金課税被保険者 1 人について <u>16,600円</u> とする。 (子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)</p>	<p>護納付金課税被保険者 1 人について <u>14,900円</u> とする。</p>
<p>第9条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。 (子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p>	
<p>第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,500円 とする。 (子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)</p>	
<p>第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者 1 人について 100円 とする。 (国民健康保険税の減額)</p>	
<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、<u>66万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17万円 を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>（国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、<u>65万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17万円 を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>32,970円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,270円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,620円</u></p>	<p>(1)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>27,580円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,150円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,430円</u></p>
<p>(2)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を</p>	<p>(2)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を</p>

除く。)

1人について 23,550円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,050円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,300円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,420円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,220円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,320円

2

(1)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 7,065円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 11,775円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 18,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 23,550円

(2)

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 2,415円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 4,025円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯

除く。)

1人について 19,700円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,250円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,450円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,880円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,900円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,980円

2

(1)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 5,910円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 9,850円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

1人について 15,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 19,700円

(2)

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 2,175円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯

1人について 3,625円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯

1人について <u>6,440円</u>	1人について <u>5,800円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
1人について <u>8,050円</u>	1人について <u>7,250円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

春日部市空家等対策協議会条例等の一部改正について

春日部市空家等対策協議会条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政組織の改正に伴い、庶務の規定を改正したく提案いたします。

春日部市空家等対策協議会条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 建設（第1条）

第2章 教育環境（第2条・第3条）

附則

第1章 建設

（春日部市空家等対策協議会条例の一部改正）

第1条 春日部市空家等対策協議会条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（庶務） 第9条 協議会の庶務は、都市整備部 <u>建築課</u> において処理する。	（庶務） 第9条 協議会の庶務は、都市整備部 <u>住宅政策課</u> において処理する。

第2章 教育環境

（春日部市商工振興委員会条例の一部改正）

第2条 春日部市商工振興委員会条例（平成17年条例第124号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工観光課</u> において処理する。	（庶務） 第8条 委員会の庶務は、環境経済部 <u>商工振興課</u> において処理する。

（春日部市観光振興審議会条例の一部改正）

第3条 春日部市観光振興審議会条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>商工観光課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>観光振興課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

中川流域関連春日部公共下水道事業計画の変更に伴い、経営の基本の規定を改正したく提案いたします。

春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条	第3条
2 <u>下水道事業の計画区域及び計画人口は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定めるところによる。</u>	2 <u>排水区域面積は、2,288.5ヘクタールとする。</u>
	3 排水人口は、200,410人とする。
	4 1日最大汚水量は、96,400立方メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

春日部市火災予防条例の一部改正について

春日部市火災予防条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、簡易サウナ設備の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成17年条例第166号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（簡易サウナ設備）</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定</p>	

<p>を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p>	<p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p>
<p>第29条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p>
<p>第29条の7</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条</p> <p>(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	<p>第44条</p> <p>(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>
<p>第45条</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p>	<p>第45条</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p>
<p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>

7	8 この条例の施行の際現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、第31条の 5 第 1 号（第 3 条第 4 項（第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、 <u>第 7 条の 3</u> 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。	7	8 この条例の施行の際現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、第31条の 5 第 1 号（第 3 条第 4 項（第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、 <u>第 7 条の 2</u> 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
---	--	---	--

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 29 条及び第 45 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第24号

春日部市学校温水プール建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工事名 春日部市学校温水プール建設工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 1,755,600,000円
- 4 契約の相手方 三ツ和・正和特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市中央六丁目3番地11
三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
所長 小林功人
- 5 工期 契約の日から令和9年8月31日まで

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩谷一弘

提案理由

春日部市学校温水プール建設工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第25号

大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和7年3月19日付け議案第47号、令和7年6月17日付け議案第66号及び令和7年9月4日付け議案第112号をもって議決された大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

1 工期 「令和7年4月1日から令和8年3月27日まで」とあるのを「令和7年4月1日から令和8年9月30日まで」に変更する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

工期を変更する必要が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第26号

損害賠償の額を定めるについて

次のとおり下水道本管の閉塞による事故に係る損害賠償の額を定めるについて議決を求める。

1 相 手 方

住 所 春日部市木崎440番地
氏 名 青木 雪信

2 事故の概要

令和7年6月6日午後6時頃、春日部市大畠224番地1の建物において、下水道本管の閉塞により、汚水が逆流し、当該建物の壁、床材等を汚損させた物損事故。

3 損害賠償額 5,062,542円

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩谷一弘

提案理由

下水道本管の閉塞による事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案いたします。

議案第 27 号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案いたします。

市道 路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4-766	南中曽根	南中曽根	

議案第28号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙調書のとおり廃止する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案いたします。

市道路線廃止調書

路線名	起点	終点	重要な経過地
4-392	増戸	増戸	
9-3078	永沼	永沼	

議案第 29 号

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 30 号

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 31 号

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 32 号

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 33 号

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 34 号

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 35 号

令和 7 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 36 号

令和 7 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 37 号

令和 8 年度春日部市一般会計予算について

令和 8 年度春日部市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第38号

令和8年度春日部市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度春日部市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第39号

令和8年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第40号

令和8年度春日部市介護保険特別会計予算について

令和8年度春日部市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第41号

令和8年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について

令和8年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第42号

令和8年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について

令和8年度春日部市立看護専門学校特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第43号

令和8年度春日部市水道事業会計予算について

令和8年度春日部市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第44号

令和8年度春日部市病院事業会計予算について

令和8年度春日部市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第45号

令和8年度春日部市下水道事業会計予算について

令和8年度春日部市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 46 号

春日部市監査委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市監査委員に選任することについて同意を求める。

春日部市武里中野 174 番地 4

香 田 寛 美

昭和 29 年 12 月 5 日生

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市監査委員 香田 寛美 氏は、令和 8 年 2 月 16 日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により提案いたします。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市新方袋253番地

山 崎 恵 子

昭和47年4月21日生

令和8年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

春日部市増田新田 398 番地 6

小 島 孝 治

昭和 36 年 5 月 23 日生

令和 8 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

